

Information 広場

公共職業訓練の実施

【訓練期間】

7月2日（金）

～12月24日（金）

【訓練科】

電気設備技術科 15名

ビル管理技術科 15名

【訓練時間】

午前9時30分～午後3時40分

【会場】

ポリテクセンター秋田（潟上市）

【募集期間】

4月23日（金）～5月27日（木）

【受講料】

無料（テキスト代等は自己負担）

【応募資格】

ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方

【お問い合わせ先】

秋田職業能力開発促進センター

（ポリテクセンター秋田）

訓練課 受講生支援室

☎018（873）3178

秋田県高齢者総合相談

・生活支援センターからお知らせ

【一般相談】

平日 午前9時～午後5時

【相談方法】

来所、電話、メール、手紙による相談をお受けします。

※相談は無料です。

【相談内容】

- ・高齢者やその家族の悩み、将来への不安の相談
- ・高齢者で孤立や孤独を感じている方の相談
- ・誰かとつながりを持ちたい、話を聞いてほしい方の相談など

【お問い合わせ先】

秋田県高齢者総合相談・生活支援センター

住所 〒010-0922

秋田市旭北栄町1-5

☎018（824）4165

メール

ikigai@akitakenshakyō.or.jp

令和3年度精神保健福祉相談のお知らせ

【日時】

4月27日、5月25日、6月22日

（毎月第4火曜日）

※要電話予約

午後2時30分～4時30分

【場所】

能代保健所

（能代市御指南町1-10）

【内容】

精神科医が相談に応じます。

【予約・お問い合わせ先】

能代保健所 企画福祉課

調整・障害者班

☎（55）8023

第十一回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 ～請求を受け付けております～

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】 令和5年3月31日まで

【支給対象者】 令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【留意事項】 ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
・請求窓口の混雑が予想されます。お時間を要しますので、来庁される前に電話でのお問い合わせをおすすめします。

【お問い合わせ・請求窓口】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113